

令和元年第4回平群町議会

定例会会議録（第4号）

招 集 年 月 日	令和元年9月24日																														
招 集 の 場 所	平群町議会議場																														
開 会 （ 開 議 ）	9月24日午後2時0分宣告（第4日）																														
出 席 議 員	<table border="0"> <tr> <td>1 番 岩 崎 真 滋</td> <td>2 番 長 良 俊 一</td> </tr> <tr> <td>3 番 山 本 隆 史</td> <td>4 番 井 戸 太 郎</td> </tr> <tr> <td>5 番 稲 月 敏 子</td> <td>6 番 植 田 い ず み</td> </tr> <tr> <td>7 番 山 口 昌 亮</td> <td>8 番 森 田 勝</td> </tr> <tr> <td>9 番 山 田 仁 樹</td> <td>1 0 番 窪 和 子</td> </tr> <tr> <td>1 1 番 下 中 一 郎</td> <td>1 2 番 馬 本 隆 夫</td> </tr> </table>	1 番 岩 崎 真 滋	2 番 長 良 俊 一	3 番 山 本 隆 史	4 番 井 戸 太 郎	5 番 稲 月 敏 子	6 番 植 田 い ず み	7 番 山 口 昌 亮	8 番 森 田 勝	9 番 山 田 仁 樹	1 0 番 窪 和 子	1 1 番 下 中 一 郎	1 2 番 馬 本 隆 夫																		
1 番 岩 崎 真 滋	2 番 長 良 俊 一																														
3 番 山 本 隆 史	4 番 井 戸 太 郎																														
5 番 稲 月 敏 子	6 番 植 田 い ず み																														
7 番 山 口 昌 亮	8 番 森 田 勝																														
9 番 山 田 仁 樹	1 0 番 窪 和 子																														
1 1 番 下 中 一 郎	1 2 番 馬 本 隆 夫																														
欠 席 議 員	な し																														
地方自治法第121条 第1項の規定により 説明のため出席 した者の職氏名	<table border="0"> <tr> <td>町 長</td> <td>西 脇 洋 貴</td> </tr> <tr> <td>副 町 長</td> <td>植 田 充 彦</td> </tr> <tr> <td>教 育 長</td> <td>岡 弘 明</td> </tr> <tr> <td>会 計 管 理 者</td> <td>橋 本 雅 至</td> </tr> <tr> <td>政 策 推 進 課 長</td> <td>大 浦 孝 夫</td> </tr> <tr> <td>総 務 防 災 課 長</td> <td>川 西 貴 通</td> </tr> <tr> <td>税 務 課 長</td> <td>山 口 繁 雄</td> </tr> <tr> <td>住 民 生 活 課 長</td> <td>北 樋 口 政 弘</td> </tr> <tr> <td>健 康 保 険 課 長</td> <td>辰 巳 育 弘</td> </tr> <tr> <td>福 祉 課 長</td> <td>西 岡 勝 三</td> </tr> <tr> <td>観 光 産 業 課 長</td> <td>島 野 千 洋</td> </tr> <tr> <td>都 市 建 設 課 長</td> <td>今 田 良 弘</td> </tr> <tr> <td>教 育 委 員 会 総 務 課 長</td> <td>松 村 嘉 容</td> </tr> <tr> <td>上 下 水 道 課 長</td> <td>寺 口 嘉 彦</td> </tr> <tr> <td>教 育 委 員 会 総 務 課 参 事</td> <td>巳 波 規 秀</td> </tr> </table>	町 長	西 脇 洋 貴	副 町 長	植 田 充 彦	教 育 長	岡 弘 明	会 計 管 理 者	橋 本 雅 至	政 策 推 進 課 長	大 浦 孝 夫	総 務 防 災 課 長	川 西 貴 通	税 務 課 長	山 口 繁 雄	住 民 生 活 課 長	北 樋 口 政 弘	健 康 保 険 課 長	辰 巳 育 弘	福 祉 課 長	西 岡 勝 三	観 光 産 業 課 長	島 野 千 洋	都 市 建 設 課 長	今 田 良 弘	教 育 委 員 会 総 務 課 長	松 村 嘉 容	上 下 水 道 課 長	寺 口 嘉 彦	教 育 委 員 会 総 務 課 参 事	巳 波 規 秀
町 長	西 脇 洋 貴																														
副 町 長	植 田 充 彦																														
教 育 長	岡 弘 明																														
会 計 管 理 者	橋 本 雅 至																														
政 策 推 進 課 長	大 浦 孝 夫																														
総 務 防 災 課 長	川 西 貴 通																														
税 務 課 長	山 口 繁 雄																														
住 民 生 活 課 長	北 樋 口 政 弘																														
健 康 保 険 課 長	辰 巳 育 弘																														
福 祉 課 長	西 岡 勝 三																														
観 光 産 業 課 長	島 野 千 洋																														
都 市 建 設 課 長	今 田 良 弘																														
教 育 委 員 会 総 務 課 長	松 村 嘉 容																														
上 下 水 道 課 長	寺 口 嘉 彦																														
教 育 委 員 会 総 務 課 参 事	巳 波 規 秀																														
本 会 議 に 職 務 の た め 出 席 し た 者 の 職 氏 名	<table border="0"> <tr> <td>議 会 事 務 局 長</td> <td>西 谷 英 輝</td> </tr> <tr> <td>主 幹</td> <td>高 橋 恭 世</td> </tr> <tr> <td>書 記</td> <td>和 田 里 絵</td> </tr> </table>	議 会 事 務 局 長	西 谷 英 輝	主 幹	高 橋 恭 世	書 記	和 田 里 絵																								
議 会 事 務 局 長	西 谷 英 輝																														
主 幹	高 橋 恭 世																														
書 記	和 田 里 絵																														
町 長 提 出 議 案 の 題 目	第1号に同じ																														
議 員 提 出 議 案 の 題 目	発議第 8号 所得税法第56条の廃止を求める意見書 (案)																														
議 事 日 程	議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。																														

令和元年第4回（9月）

平群町議会定例会議事日程（第4号）

令和元年9月24日（火）

午後2時開議

- |       |        |   |
|-------|--------|---|
| 日程第1  |        | 諸般の報告   |
| 日程第2  |        | 議案の訂正について<br>（議案第43号 平群町どんぐり広場設置及び管理に関する条例の制定について）                  |
| 日程第3  | 議案第42号 | 平群町総合文化センター設置及び管理に関する条例の制定について<br>（文教厚生委員長報告）                       |
| 日程第4  | 議案第43号 | 平群町どんぐり広場設置及び管理に関する条例の制定について<br>（文教厚生委員長報告）                         |
| 日程第5  | 議案第54号 | 平群町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について<br>（文教厚生委員長報告） |
| 日程第6  | 議案第55号 | 平群町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所使用料徴収条例の一部を改正する条例について<br>（文教厚生委員長報告）        |
| 日程第7  | 認定第1号  | 平成30年度平群町一般会計歳入歳出決算の認定について<br>（決算審査特別委員長報告）                         |
| 日程第8  | 認定第2号  | 平成30年度平群町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について<br>（決算審査特別委員長報告）              |
| 日程第9  | 認定第3号  | 平成30年度平群町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について<br>（決算審査特別委員長報告）                   |
| 日程第10 | 認定第4号  | 平成30年度平群町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について<br>（決算審査特別委員長報告）                 |
| 日程第11 | 認定第5号  | 平成30年度平群町学校給食費特別会計歳入歳出決算の認定について<br>（決算審査特別委員長報告）                    |
| 日程第12 | 認定第6号  | 平成30年度平群町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について<br>（決算審査特別委員長報告）                     |
| 日程第13 | 認定第7号  | 平成30年度平群町奨学資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について<br>（決算審査特別委員長報告）                 |

- 日程第 1 4 認定第 8 号 平成 3 0 年度平群町後期高齢者医療特別会計歳入歳出  
決算の認定について (決算審査特別委員長報告)
- 日程第 1 5 認定第 9 号 平成 3 0 年度平群町用地先行取得事業特別会計歳入歳  
出決算の認定について (決算審査特別委員長報告)
- 日程第 1 6 認定第 1 0 号 平成 3 0 年度平群町水道事業会計決算の認定について  
(決算審査特別委員長報告)
- 日程第 1 7 認定第 1 1 号 平成 3 0 年度平群町下水道事業会計決算の認定につい  
て (決算審査特別委員長報告)
- 日程第 1 8 発議第 8 号 所得税法第 5 6 条の廃止を求める意見書 (案)
- 日程第 1 9 委員会の閉会中の継続調査の件

再 開 （午後 2時00分）

○議 長

皆さん、こんにちは。

ただいまの出席議員は12名で定足数に達しておりますので、令和元年平群町議会第4回定例会を再開いたします。

これより本日の会議を開きます。

（ブー）

○議 長

本日の議事日程は、お手元に配付しております議事日程表のとおりであります。議事日程表に従い議事を進めてまいります。

日程第1 諸般の報告を行います。

まず、9月5日午前に開催されました総務建設委員会の報告を求めます。総務建設委員会委員長。

○総務建設委員長（窪 和子）

それでは、総務建設委員会より御報告をさせていただきます。

令和元年9月5日木曜日午前10時より総務建設委員会を開催いたしました。

案件につきましては、執行後における政策評価についての質疑を行いました。以上でございます。

○議 長

続きまして、9月5日午後に開催されました文教厚生委員会の報告を求めます。文教厚生委員会委員長。

○文教厚生委員長（植田いずみ）

それでは、文教厚生委員会より報告をさせていただきます。

令和元年9月5日木曜日午後2時より文教厚生委員会を開催いたしました。

案件につきましては、執行後における政策評価についての質疑を行いました。以上です。

○議 長

以上で諸般の報告を終わります。

続きまして

日程第2 議案の訂正について（議案第43号 平群町どんぐり広場設置及び管理に関する条例の制定について）

を議題といたします。

町長から、会議規則第20条の規定により提出されました議案の訂正の説明

を求めます。教育委員会総務課参事。

○教育委員会総務課参事

それでは、議案第43号 平群町どんぐり広場設置及び管理に関する条例の訂正についてを説明させていただきます。

この件については、令和元年9月6日付で町長より議長宛てに議案の訂正についてを提出させていただきました。それに基づき説明させていただきます。

利用につきましては、条例第7条の行為の禁止が厳格に規定されており、住民の皆様の利用に支障を来すことが考えられるため、一部の条文を、条例の第6条の行為の制限に訂正させていただくものであります。

第6条、第7条の訂正前、訂正後をあわせて説明させていただきます。

内容としましては、条例第7条、行為の禁止、訂正前の条文ですけれども、1号の「行商、販売、募金その他これに類する行為をすること」、同じく2号の「興行をすること」の条文を、条例第6条の行為の制限に訂正させていただくものです。その結果、行為の制限を規定した第6条第1項は、訂正後ですが、1号が「行商、販売、募金その他これに類する行為をすること」、2号が「興行をすること」、3号が「展示会、集会、その他これに類する催しのためにどんぐり広場の全部または一部を独占して使用すること」となります。同じく、行為の禁止を規定した第7条、訂正後ですが、1号が「広場を損傷し、または汚損すること」から、以下5号で「指定された場所以外の場所へ車など乗り入れ、または駐車すること」になるものであります。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。御審議いただきまして、議案の訂正について許可いただきますようお願い申し上げます。

○議長

これより説明に対する質疑に入ります。ございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、説明に対する質疑を終結します。

お諮りします。

議案の訂正について、許可することに異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、議案の訂正について、許可することに決定いたしました。

続きまして

日程第3 議案第42号 平群町総合文化センター設置及び管理に関する条例の制定について

日程第4 議案第43号 平群町どんぐり広場設置及び管理に関する条例の制定について

日程第5 議案第54号 平群町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

日程第6 議案第55号 平群町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所使用料徴収条例の一部を改正する条例について

以上4件を会議規則第37条の規定により一括議題といたします。

本案4件については文教厚生委員会に付託しておりますので、委員長の報告を求めます。文教厚生委員会委員長。

○文教厚生委員長（植田いずみ）

それでは、文教厚生委員会委員長報告をさせていただきます。

去る9月3日、令和元年平群町議会第4回定例会の本会議において文教厚生委員会に付託を受けた、議案第42号 平群町総合文化センター設置及び管理に関する条例の制定について、議案第43号 平群町どんぐり広場設置及び管理に関する条例の制定について、議案第54号 平群町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、議案第55号 平群町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所使用料徴収条例の一部を改正する条例についての4件につきまして、9月4日、当委員会を開催して審査いたしました。その審査内容と審査結果を御報告いたします。

議案第42号 平群町総合文化センター設置及び管理に関する条例の制定について

この条例は、町民の交流及び活動の場を提供するとともに、文化活動及び学習支援の推進並びに人権啓発の推進を図るため、「文化交流」「情報発信」「にぎわい創出」をコンセプトに、高齢者から子どもまで幅広い世代が集い、交流するコミュニティー活動拠点の複合施設として設置するため、必要事項を規定し、制定するものです。

主な質疑では、新文化センターへの移行に伴う中央公民館の最終予約時期と

使用期限、利用者への周知についてただされ、一般申し込みは11月当初の予約が最終となり、使用期限は令和2年2月末予定との答弁がありました。また、周知については、社会教育団体や公民館登録クラブ等の代表者へは10月ぐらいに説明会の開催を考えており、広報で周知をしていく旨の答弁がありました。

総合文化センターの使用料算定基準が、今後の新たな公共施設の算定基準になるのかただされ、近隣との比較ではなく、公共施設の種類により、一定の積算根拠をもって算定すべきと考える。今回の算定基準が適用できるかについては、その時点で検討していきたい旨の答弁がありました。

現在、中央公民館の町外の申し込みが、総合文化センターへ移行した際、申し込みや収入増をどのように見込んでいるのかただされ、現在、町外の申請は1カ月数件程度と記憶している。収入増については、現在、年間150万円から160万円程度であり、その1.5倍から6倍として、300万円前後になると考えている。ランニングコストの点からも、できるだけ稼働率が上がるよう工夫していきたい旨の答弁がありました。

くまがしホールは収容人数も多く使用料も高くなり、町内だけでは稼働率を上げることは難しい。町外料金を設定せず、町外も含め使ってもらおうことが、収入の面からもよいのではないかとただされ、町民を優先して町内外で使用料の格差をつけた。町外の方にも使っていただきやすいよう、インターネット予約等、検討していきたい旨の答弁がありました。

体育施設についての町内外での使用料の設定と経緯についてただされ、町内を優先する趣旨で、町外は倍額の使用料が設定された旨の答弁がありました。

町内・町外の判断をどう行うのか、また、冷暖房費には町外との格差をつけないのかとただされ、申請書等では判断ができかねることから、一定のルールづくりは必要と考える。冷暖房料金については、くまがしホールの使用料で1.3倍の格差をつけている。それに対しての10%の徴収でよいと考えている答弁がありました。

現在、体育施設などの利用で、使用料の区分をするため、全参加者に住所まで明記させ、何度かトラブルになった。使用料の区分ではなく、予約時間などで町民の優先規定を入れ、対応すべきではないかとただされ、町内・町外の料金区別は入れつつ、予約時間は町内優先で申し込みできるようにしていきたいとの答弁がありました。

総合文化センターの予約はいつごろからできるのかとただされ、4月中旬まではオープニングイベント等もあり、一般の利用はそれ以降となるため、予約は2月を目標に考えているとの答弁がありました。

住民の利便性を考えると、図書館の祝日開館を検討すべきではないかとただ

され、どれくらいのニーズがあるかを調査し、検討していきたい旨の答弁がありました。

図書館は、移転に伴い、いつから利用できなくなるのかとただされ、資料の整理等で大変な作業となるため、開館は年内で終了し、1月から3月を準備期間として休館とするとの答弁がありました。

人権交流センターについても開館時期についてただされ、3月まで開館予定であるとの答弁がありました。

以上、本案は全員異議なく原案どおり可決することに決定いたしました。

議案第43号 平群町どんぐり広場設置及び管理に関する条例の制定について

この条例は、各種催し及び町民の憩いの場として開放し、あわせて地域の活性化に資するため、どんぐり広場を設置し、必要事項を規定するため制定するものです。

当局より冒頭、第7条の行為の禁止の条文が厳格に規定されていることから利用に支障を来すおそれがあるため、第7条の第1号「行商、販売、募金その他これに類する行為をすること」、第2号の「興行をすること」の条文を、第6条の行為の制限に訂正の申し出があり、議案については最終日に訂正させていただくとの説明がありました。

原案に対する訂正案を全員異議なく可決することに決定いたしました。

議案第54号 平群町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

この条例は、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の施行及び特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の改正に伴い、子ども・子育て支援給付における食事の提供に要する費用の取り扱いの改正及びその他の所要の改正を行う。また、児童福祉法に基づく地域型保育事業の認可のための家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、地域型保育事業所と特定教育・保育施設等との連携の緩和に関する所要の改正のため、本条例の一部を改正するものです。

主な質疑では、生活保護世帯への主食費の無料化は、生活扶助費との関係で問題ないのかとただされ、こども園の子どもの場合、小中学校の教育扶助のように給食費の加算はなく、保護費の重複に当たらず、町の判断で今回免除することにしたとの答弁がありました。

副食費の無料化や主食費も含めて無料化の自治体もふえてきていることから、今後、町として変えていこうとの考えはないのかとただされ、一部自治体によっては無料化の動きも出ているが、2号認定の場合で、食材費6,000円を



4, 500円にして1, 500円の助成をしていると考えている。今後については、近隣の状況を見据えながら考えるが、現段階ではこれでいきたい旨の答弁がありました。

平群町の保育料は国基準の70%で徴収している。その差額を副食費の無償化に回す考えはないのかとただされ、あくまで計算上は差があるが、今年度は臨時交付金、来年度からは交付税での対応となり、実際どれぐらいになるか、今のところわからないため、それを見据えた上で、今後検討することもあるかもしれないが、現在は提案している額で考えているとの答弁がありました。

審査の結果、本案は全員異議なく原案どおり可決することに決定いたしました。

議案第55号 平群町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所使用料徴収条例の一部を改正する条例について

この条例は、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の施行及び子ども・子育て支援法施行令の改正に伴い、子どものための教育・保育給付認定に係る利用者負担上限額の改正及びその他の所要の改正を行うことから、本条例の一部を改正するものです。

本案は全員異議なく原案どおり可決することに決定いたしました。

以上が、当委員会に付託を受けた議案の審査内容と結果であります。よって、文教厚生委員長報告といたします。

令和元年9月24日

文教厚生委員会

委員長 植田 いずみ

○議長

ありがとうございました。

それでは、これより順次質疑、討論、採決を行います。

これより、議案第42号 平群町総合文化センター設置及び管理に関する条例の制定についての委員長報告に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、委員長報告に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより議案第42号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり可決されました。

続きまして、議案第43号 平群町どんぐり広場設置及び管理に関する条例の制定についての委員長報告に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、委員長報告に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより議案第43号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、原案に対する訂正案どおり可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり可決されました。

続きまして、議案第54号 平群町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての委員長

報告に対する質疑に入ります。ございませんか。山口君。

○ 7 番

委員会でも一部議論されましたが、きちっと確認もしたいということで、何か質問させていただきます。

まず、この議案と次の 55 号、一体のものだというふうに思っていますので、そこにもかかわってになります。

まずですね、今度の幼児教育・保育の無償化、保育料に関してはですね、審議でも明らかになったように、町の負担が年間で、計算上ということも入っていますが、3, 212 万円軽減されると。一方で、これも委員長報告にありましたが、新たに副食費を徴収する、でも、材料費全額ではなく、町の負担も入っているということで、そこで 300 万円ほど町の負担がそこにはあると。差し引きすると、全体でですね、年間通して見れば約 2, 900 万円、町の負担が減る、負担が減るというより、国からお金が入ってくるということになると思うんですが、あくまでこれは計算上の金額ということなんですが、まず、それで間違いがないかどうか。

○ 議 長

福祉課長。

○ 福祉課長

ただいまの御質問なんですけども、計算上は間違いございません。

以上でございます。

○ 議 長

山口君。

○ 7 番

間違いないということなんですけれども、平群町は、前町長時代からですね、子育てナンバーワン宣言をして、今、ホームページに載ってるのかな、ホームページあけたら、大きく載ってて、それで視察も来られたというような話も聞いていますけれども、そういう町としてはですね、当然軽減されることになる財源、今で言うと、計算上ですから、実際出てくるのは、今年度は臨時交付金ということで、半年分になります。来年度はどうなるか、交付税の計算で、積算で、ある程度町のほうではですね、来年度、新年度予算の策定段階で、ある程度の金額ははっきりすると思いますのでですね、そういうのがはっきりした場合も含めてですが、その財源を、基本的には子育て支援に使う、これが基本になるというふうに思うんですが、平群町としては、それが本来の姿ではないかと私は思うんですけれどもね。その点、町長は、この財源は子育て支援に使うべきだというふうに思われてるのかどうか、その点だけお聞きします。

○議 長

西脇町長。

○町 長

確かに山口議員おっしゃるとおり、消費税導入に対して、幼児教育無償化になったんですけれども、ただ、確かに財源的には出てくるんですけども、食事というのはやっぱり受益者負担というのは、ある一定は必要だというふうに考えております。それと、今年度は臨時交付金で賄われますけれども、来年度は交付税算入という形で、国の公定価格で算入されるのかどうか、交付税総額が決まっていますので、果たして交付税がどのくらいになるのかというのは、まだちょっとわからないので、今のところは、この条例どおりでやっていきたいというふうに考えております。

○議 長

山口君。

○7 番

今の答弁だったら、じゃあ、実際金額が確定すればですね、町のほうとしては、負担が減った分、その分については、子ども子育て支援の、どういう形になるかは別にしてですよ、どういう形でやるかは別にして、やる方向だというふうに今受け取ったんですが、それでよいのかどうか1点。

それからですね、直接この議案とかかわって言えば、委員会でも意見として出てましたけれども、基本的には今度の副食費、平群町が全額徴収してもですね、町の資料によれば、800万ちょっとということですからね、じゃあ、2,900万、計算上余る、800万、例えば全部無償にしたって、基本的には2,000万余るというような、計算上はなるわけです。もう1週間後に始まるわけですから、今さらそのことについてどうのこうのとは言いませんが、来年度、新年度からは、そのことについてはですね、委員長報告にも、ある程度検討するやのような書き方してましたけども、明確にはされてませんので、その点、きちんと検討して、来年4月、新年度予算からはですね、無料にするかどうかは別ですよ。無料にするなり、軽減するなり、その他子育て支援するなりですね、何らかの手だてをとることを考えてるのかどうか、今考えてなければ、これから考えるのかどうか、その点も答弁いただけますか。

○議 長

西脇町長。

○町 長

今年度決算議会ということで、平群町の財政状況というのが非常に厳しいということが明らかになったところがございます。確かに来年度予算編成でどう

いうふうになるかはちょっとわからないんですけども、今思ってるのは、当初予算から、できれば未確定財源を組まないような、そういう財政運営をしていきたいというふうに考えておりますので、財政状況を見ながら、検討していきたいというふうに考えております。

○議 長

ほか、ございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、委員長報告に対する質疑を終結いたします。  
これより討論に入ります。山口君。

○7 番

この問題については、今、質疑でもちょっと言いましたけれども、今回、3歳から5歳、限定的とはいえですね、子どもの幼児教育・保育については無償化するというところで、子育て世帯にとっては負担の軽減になることは明らかでありますし、そういう意味から、この議案に反対するというものではありません。

しかし、質疑でも述べましたけれども、今回の無償化による町の負担軽減分、やっぱりこれはね、基本的には子育て支援の財源にして、活用するのが本来の姿だというふうに思います。当然、新たに発生する副食費についてもですね、町が負担するという姿勢があって、本来しかるべきではないかなというふうに思っています。

しかしですね、今回そういう提案がされなかったっていうのは、私どもは非常に残念だというふうに思っています。ですから、先ほども言いましたように、来年度からでも、今回の無償化で出てきた財源を副食費の無償化または軽減やその他の子育て支援に活用されることを強く期待して、本条例改正案については賛成いたします。

以上です。

○議 長

ほか、ございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより議案第54号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり可決されました。

続きまして、議案第55号 平群町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所使用料徴収条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、委員長報告に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより議案第55号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり可決されました。

2時40分まで休憩いたします。

(ブー)

休 憩 (午後 2時27分)

再 開 (午後 2時40分)

○議長

それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

(ブー)

○議長

- |        |          |   |
|--------|----------|---|
| 日程第 7  | 認定第 1 号  | 平成 30 年度平群町一般会計歳入歳出決算の認定について            |
| 日程第 8  | 認定第 2 号  | 平成 30 年度平群町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 9  | 認定第 3 号  | 平成 30 年度平群町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について      |
| 日程第 10 | 認定第 4 号  | 平成 30 年度平群町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について    |
| 日程第 11 | 認定第 5 号  | 平成 30 年度平群町学校給食費特別会計歳入歳出決算の認定について       |
| 日程第 12 | 認定第 6 号  | 平成 30 年度平群町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について        |
| 日程第 13 | 認定第 7 号  | 平成 30 年度平群町奨学資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について    |
| 日程第 14 | 認定第 8 号  | 平成 30 年度平群町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について     |
| 日程第 15 | 認定第 9 号  | 平成 30 年度平群町用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について    |
| 日程第 16 | 認定第 10 号 | 平成 30 年度平群町水道事業会計決算の認定について              |
| 日程第 17 | 認定第 11 号 | 平成 30 年度平群町下水道事業会計決算の認定について             |

以上 11 件を会議規則第 37 条の規定により一括議題といたします。

本案 11 件については決算審査特別委員会に付託しておりますので、委員長の報告を求めます。決算審査特別委員会委員長。

○決算審査特別委員長（稲月敏子）

それでは、決算審査特別委員会委員長報告をさせていただきます。

去る 9 月 6 日、令和元年平群町議会第 4 回定例会の本会議において付託を受けた、平成 30 年度平群町一般会計及び各特別会計歳入歳出決算並びに水道事業会計決算、下水道事業会計決算の認定 11 件につきまして、本委員会での審

査内容と審査結果を報告します。

認定第1号 平成30年度平群町一般会計歳入歳出決算の認定について

決算額は、歳入総額87億4,893万2,303円、歳出総額86億4,565万7,429円で、形式収支は1億327万4,874円の黒字で、翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた実質収支は7,719万1,370円の黒字決算となっています。

この額から前年度の実質収支1億9,964万3,521円を控除した平成30年度の単年度収支は1億2,245万2,151円の赤字となっていますが、積立金取崩額を差し引いた実質単年度収支は1億4,622万2,447円の赤字となっています。

決算認定の審査に当たっては、歳出は款ごとに、歳入は一括して審査いたしました。審査の主な内容は以下のとおりです。

歳出全般。

第2次健全化計画の進捗状況について、2,747万6,000円の超過達成となっているが、その内容は、予定以上に退職者があり、不補充だったことで、人件費が7,525万4,000円の減額になったということではないのかとただされ、この2年間で21名が退職、採用が18名で3人の減となっているとの答弁がありました。

不動産売却についてただされ、遊休地の処分は、若井、梨本、福貴畑の用地で、オークションでの売却ではなく、里道や町道の払い下げ、墓地用地の交換契約による交換差額であるとの答弁がありました。

ふるさと納税の収支について、昨年より収支の差が大きくなった。今後へ向けての考えをただされ、現時点では、平群町の魅力を伝え、返礼品をふやしながらか平群町を応援し、納税していただけるようPRし、周知を図っていききたいとの答弁がありました。

コミバス運行事業見直しで1,168万5,000円の減額となったが、国の特別交付税の対象となると聞いた。バスを減らして、国からの交付金も減ったことで、財政効果は360万円にしかならないのではないのかとただされ、コミバスに関しての特別交付税の算定数値は上げているが、交付された特別交付税額にコミバスの費用がどのように入っているかは、町としては明確に計算できないとの答弁がありました。

議会費・総務費。

防災諸費について、防災備蓄目標数は必要量の25%、必要量の算定基準の根拠、また、防災行政無線の整備工事が昨年で終了せず、今年に延び、1億5,000万円を繰り越し、ことし12月に完了と聞く。総事業費の財源が全て起



債と聞いているが間違いはないか、交付税算入はあるのかとただされ、生駒断層帯の地震想定で避難民が6,300人と予想され、ここから計算をしている。これをもとに、協定業者11社で50%、住民個人が25%、町が25%と考えている。また、防災無線について、当初予算は2億8,000万円、契約金額2億1,492万円で、交付税算入については70%の対応で、30%が町単費になると答弁がありました。

特別職報酬を「何%カット」と表現しているが不正確だ。条例を変えているのだから改めるべきだとただされ、特別職報酬については、条例が変わっているのでカットというのは正確ではないと思うが、財政健全化の一つとして実施しているので、状況に応じてカットという表現を使用していると答弁がありました。

定住促進奨励金について、30年度新規で48件、前年度より増加し、効果が出ている。今後どのように進めていくのかとただされ、町が支払うのは令和6年までだが、年間の新規申請者数の推移を見ながら、事業を続けるかを検討したいとの答弁がありました。

コミバス推進事業について、委託料と収入についてただされ、委託料については、当初見積もり額から見込み運賃収入189万円を差し引いて1,994万6,520円で契約した。しかし、運賃収入が172万7,347円であったので、最終的に2,010万9,173円の委託料となったと答弁がありました。

民生費。

こども医療費のうち町単独負担分総額についてただされ、4,085万9,680円と答弁がありました。

学童保育の入所数が30年度25%も急増しているが、子ども数は減少しているのに急増する要因をただされ、保護者の就労、両親共働きの申し込み理由が多いこと、本町の学童保育が預けやすいという理由で数がふえたと考えているとの答弁がありました。

また、北学童では、定員をふやしたにもかかわらず定員を超過し、子ども1人あたりに対する面積も狭く、南学童も定員超過の状況であり、今後の対応をどう考えているかただされ、原因として、低学年を中心に入所希望者が増加しており、今後、指導員数、保育室面積の確保などを検討していくとの答弁がありました。

衛生費・労働費。

住民1人当たりの一般廃棄物処理量は増加、計画値との比較でも乖離が大きく、有料化実施後1年目は激減、2年目からは横ばい、近年増加し、事業系も

年々増加の状況であり、一方、有価物集団回収量が減少している。これらは、焼却炉の将来的な問題に大きくかかわってくる。原因を分析しているのかとただされ、住民にも、もう少し分別に協力いただけるよう啓発をしていきたいとの答弁がありました。

不燃物処理費が1.7倍にもなっている原因、仮置き焼却灰の処理について、財政が厳しいという理由から処理量が減少しているが、早期に搬出をしないと剪定枝の堆肥化事業が進まない。住民団体との約束もしている事項、可燃ごみの減量がおくれ、結果、焼却経費削減をさせることにならないとただされ、不燃物処理費については、2社で見積り合わせをしているが、伊賀市までの運搬費の高騰にある。また、仮置き焼却灰については今年度も1,000トンを排出予定、その後、5,000トン強が残り、後5年かかるとの答弁がありました。

し尿処理費について、予算より約2,600万円減となっている要因は何かとただされ、緑ヶ丘と光ヶ丘のコミプラの接続が一部延期となったためとの答弁がありました。

養父市との契約は3年間で、今年度が最終となるが、今後についてただされ、生駒市へ全量処理をお願いしたいと考えているが、養父市から契約継続の申し出があった場合は検討し、議会にも諮りたい旨の答弁がありました。

農林水産業費・商工費。

国土調査費は2,464万5,276円、完了時期についてただされ、令和7年で事業完了予定、現在、進捗率は80%になっているとの答弁がありました。

信貴山周辺の案内看板設置についてただされ、30年度は8基設置し、今後の計画はないとの答弁がありました。

椿井城を観光資源としてのPRについてただされ、インターネット利用で椿井城、信貴山城については、観光・歴史案内を発信しているとの答弁がありました。

農林業振興費町単独土地改良補助金465万円となっているが、内容は何か、ナラ枯れ対策の状況をただされ、29、30年の災害で復旧費がかさみ、町が2分の1の補助を行った。ナラ枯れ対策は3カ所、延べ7人から申請があり、信貴山、越木塚、若井、下垣内での事業に支出したとの答弁がありました。

土木費・消防費。

平群駅前線踏切拡幅工事についてただされ、今年度に工事予算をつけている旨の答弁がありました。

消防費では、26年に広域消防になり、以降、負担金は減額となっているが、

さらに大幅に減額になると当初説明されていたがどうかとの質問に、今後は、完全統合の部分はあるが、常に下がる状態ではないとの答弁がありました。

また、行政区を越えて救急車が来るなど、広域で緊急時の対応をしているのを見ると、広域になってよかったと感じるがとの質問に、消防力が上がっているとの答弁がありました。

教育費。

全国大会出場補助金と保健体育総務費全国大会補助金の違いは何かとただされ、事務局費から支出をしているのは中学校での近畿大会、全国大会等への出場者が対象で、保健体育総務費からは社会体育の関連の補助金となっているとの答弁がありました。

高校野球大会に出場した平群中学卒業の高校生に対する補助金はどうなるのかとただされ、申請があれば、住所などの確認をし、決定していく。ことしの件については申請があり、決定する予定で事務手続中との答弁がありました。

エアコン設置事業について、国庫補助率が南小学校と中学校で違うのはなぜかただされ、国庫補助率は3分の1だが、今回、全国で事業量が多く、補助対象は新設だけが対象となり、中学校は全て新設で、南小学校は新設と更新する分があったので違いがあるとの答弁がありました。

総合文化センターについて、ほぼ予定どおり完了できる見通しかとただされ、総事業費については、当初予定27億3,000万円でおさまる見込み。国費については、現在40%近いと内示をもらっている。この中には本体工事、備品や外構など、全ての費用が含まれているとの答弁がありました。

信貴山地区通学補助金が不執行になっている件について、対象のバス路線を通学児童・生徒が乗車できる時間帯に時間変更してもらえるよう要望していくとしていたが、経過はどうかとただされ、奈良交通から、三郷町内を走る路線であり、三郷町の通学等に合わせているので、本町と三郷町と協議をした結果で話を進めるとの回答があった旨の答弁がありました。

災害復旧費。

農業施設の復旧費は災害復旧費に含まれるのか、町単独土地改良補助金とは関係がないのか、また、29年の災害のために農地などの被害を受け、復旧工事にかかった金額は、補助金を支出した金額の2倍と考えてよいのかとただされ、災害復旧費農業用施設災害復旧費と土地改良補助金とは別のもので、30年度では、災害復旧費で補助の対象とならなかったような水路などの復旧を農林業振興費、町単独土地改良補助金で対応した。本来は、この補助金は自治会や水利組合の農業用水路改修や農業用道路の補修、改良などに地元で支出した費用に2分の1を補助するのが目的。このようなことから、災害復旧費補助金

の2倍が全復旧事業とはならないとの答弁がありました。

公債費。

介護保険の基金分3億5,000万円があったから、30年度は一時借入金が156万2,000円で、予算額に比べれば半分に減少したと思うが、この説明でよいのかとただされ、駅周辺整備事業に伴う小学校の減歩により、用地分と文化センターの用地費の支払い等のため、30年は1回目、7月10日に9億円の一時借入れを行った。4億円は11月の末、5億円は翌年5月に返済をした。2回目は12月17日、5億円の一時借入れを行い、翌年度5月末に一括返済した。一般会計も特別会計も通帳は一緒であり、介護保険、国民健康保険会計がプラスであったので、今年度の結果となったとの答弁がありました。歳入全般。

個人住民税は、11年前には12億5,000万円、今年度は調定額で9億5,321万5,000円、20%の減収、人口の減少は10年間で8%だが、15歳から64歳までは24%の減少、これが住民税減収の大きな原因と考えるが、どのように分析をしているのかとただされ、就職、結婚、子育て世帯層の20歳から40歳まで1,600人の減少、退職を迎える世代、50歳から70歳が1,500人減少、計3,200人の減少。一方で、71歳から85歳までが1,400人の増加、年金収入者が増加をしている。個人住民税の税収と人口数や年齢別の因果関係ははっきりし、税収トータルでは2億円の減収となっている。さらに近年、ふるさと納税制度による減収が、30年度には1,970万円になっているとの答弁がありました。

固定資産税も年々下がり、税率引き上げ時の20年度には9億2,624万6,000円が、30年度には8億3,500万円まで下がっている。標準税率との比較では、11年間で10億7,608万円も住民に超過負担をしてもらっているが、いつまで続けるのかとただされ、財政が厳しい状況のもとで大変貴重な財源であり、当分続けていくとの答弁がありました。

町税の滞納について、21年度に1億1,665万円の滞納があったが、30年決算では2,500万円足らずまで減少しているが、改善した要因は何かとただされ、滞納処分、執行停止からの不納欠損、現年度の徴収率をアップさせ、新たな滞納者をふやさないという3点が減少した要因と考えている。地方税法15条の7第1項による無財産、生活困窮者、生活保護適用者等の返済能力が至らなくなったものについては、不納欠損として、10年間に4,300万円程度落としているとの答弁がありました。

地方交付税は、当初予算比で1億3,799万5,000円の増、前年度比で2,300万円の増となっているが、今後についてどう見ているのかとたださ

れ、当初予算や前年比で多くなっているのは、75歳以上の人口割合が近隣より高いことや、人口減少が進んでいる自治体に対して多く配分されたものと思っている。国のほうは臨時財政対策債の発行抑制措置を今後も続けていくと思われるので、普通交付税は臨財債含みのトータルとして減少していくのではないかとの見通しを持っているとの答弁がありました。

町営住宅の家賃滞納について、解消のために一定の努力は認めるが、また新しい滞納がふえている。抜本的な対策の方針を出してほしいとただされ、認識はしているが、具体策はなかなか見出されていないが、今後の課題として検討、今年度中に一定の方向を出したいとの答弁がありました。

営利目的の事業者に対して、水路上の占用料を取っているところと取っていないところがあるのはおかしいのではないかとただされ、個人の出入り口は免除規定があるが、全て把握するのは難しい問題もあるとの答弁がありました。

討論では、当初予算上の単年度実質収支は5億2,000万円の赤字。その後、駅周事業関連で必要以上の用地を借金で買い取り、余った用地で清算交付金を確保して5億7,000万円の財源を生み出した。その結果、この補正を行った昨年6月議会時点で、町が示した財政シミュレーションでは、実質単年度収支は1億6,000万円の黒字だった。また、地方交付税が予算より1億3,000万円ふえ、町の思惑どおりなら、決算は3億円近い黒字になるはずだったが、決算は1億4,600万円の赤字。これは、駅周事業の換地確定で清算交付金が1億6,000万円減少し、4億800万円で確定したこと、さらに、うち2億円の入金が今年度にずれ込んだことが主な要因。現在の平群町の財政状況は、文化センター・図書館建設を急いで強行したこと、目先の黒字にこだわり借金で財源を生んだことで地方債残高は148億円になり、今年度からの公債費、借金返済は11億円を超え、今後11年も続くことになる。町は一昨年、2021年度までに8億3,000万円の財政効果を見込んだ第2次健全化計画を立てたが、そのうち5億5,000万円は町有地売却と臨時職員配置の見直しで、実現は非常に厳しい。また、計画にはなかった今年度に先送りにされた駅周組合への2億円の補助金支出、さらに保留地処分の約2億3,000万円とも言われる損失補填も出てくる。一方、財政健全化について、行政内部の自助努力を第一義にと強調しながらも、昨年度、延長保育、一時預かり保育料の大幅引き上げを強行した。その後、多子減免をしたが、基本的にはこれまでの行政サービスを削減し、そのことで人口が減少し、町税も減少するという悪循環を続けている。この悪循環を断ち切る予算編成と、その執行をすべきだと考えることから、平成30年度一般会計決算の認定には反対するとの討論がありました。

一方、第2次財政健全化計画に基づき、保育教諭以外の職員の新規採用は行わず、人件費を抑制し健全財政の堅持に努め、豪雨被害に見舞われた年度で、信貴畑集落センター東側のり面の復旧工事、総合スポーツセンター裏山と櫛原民家裏山の復旧工事、総合スポーツセンター高圧ケーブル復旧工事や土砂崩落によるセンター内備品購入を迅速に実施されました。防犯対策としてはLED防犯灯新規設置工事、防犯カメラ設置補助、防災行政無線デジタル化工事、プリズムへぐりの屋根一部補修改修工事、若井火葬場撤去工事、火葬炉設備修繕工事、仮置き焼却灰の処分、老朽化した地上式消火栓を地下式に改修、外国語指導教師派遣3名など、住民の暮らしを守るための努力は評価できる。監査委員会報告では、実質公債比率15.6%や将来負担比率225.7%は高水準になることから、今後は新たな町債の発行を抑え、町債残高全体の縮減をと御指摘を受けている。平成30年度の実質収支は7,719万1,370円の黒字だが、実質単年度収支は1億4,622万2,447円の赤字となり、厳しい財政運営となったが、住民さんの暮らしを守るために取り組まれた予算執行であると評価する。また、駅周整備事業は、当初より吉新自治会の協力があった、特定土地区画整備事業として認可され、実施をしてきたもので、基本的に2年以内に地元の組合が設立されなかった折には、行政施工で事業実施する必要があった。組合事業の終結に向け、行政が責任を持ち、一日も早い事業の終結をよろしくお願いをしたい。町税の徴収率は上昇し、納税の公平公正の確保に努力をされ、また、高校3年生までの入院・通院の子どもの医療費の助成や予防接種など、県下でもすぐれた健康保持、疾病予防の保健福祉サービスの実施、若者世代に向けた定住化促進奨励金交付事業など、厳しい財政下で住民福祉の向上に努力をされた内容である。よって、本決算については賛成するとの討論がありました。

採決の結果、賛成多数により認定第1号は認定すべきものと決定いたしました。

認定第2号 平成30年度平群町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について

決算額は、歳入総額826万8,768円、歳出総額962万4,498円で、歳入歳出差し引き135万5,730円の赤字決算となっています。

質疑では、起債償還もあと4年で終了し、一般会計からの持ち出しもなく、終了できる見通しができ、6月議会では、滞納が14人で5,900万円程度残るとの説明があったが、変わりはないかとただされ、そのとおりの答弁がありました。

また、令和4年で起債償還が終了した時点で一般会計に統合するのかとただ

され、その予定で進めたいとの答弁がありました。

審査の結果、認定第2号は全員異議なく認定すべきものと決定いたしました。

認定第3号 平成30年度平群町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定  
について

決算額は、歳入総額25億5,102万8,726円、歳出総額25億1,346万2,348円で、歳入歳出差し引き3,756万6,378円の黒字となり、実質単年度収支は3,664万3,101円の黒字決算となっています。

質疑では、平成30年度と今年度の前期高齢者交付金はどうなっているのかとただされ、28年度の精算は2,100万円で、今回は償還となり、30年度の交付となり、29年度は480万程度で、ことしはもらうほうとなるとの答弁がありました。

県への納付金が、予算で6億7,299万9,000円、決算では6億6,601万3,000円で、約700万円の差は何か、今年度の納付額は既に決定しているのかとただされ、県への納付金の内訳、予算、決算の差を見ると、財政安定化支援分約450万円の増、基盤安定保険者支援分が約180万円の減、退職者制度の税収分120万円の減、退職者制度の交付金の前々年度の精算分が約800万円の減となったため、県納付金が698万6,000円減。翌年3月には確定し、最終的な支払い時期は翌年の5月。11月頃には概算で納付金を把握できると答弁がありました。

県への納付金算定の30年度の被保数は、県のほうは5,099人、町が昨年見込んでいた被保数は4,950人、実際、今は4,883人で、さらに67人少なくなっている。納付金算定の被保数より216人、率では4.2%少ないことになり、この少ない被保数でも、決算の結果というのは3,664万円の黒字。例えば納付金算定の被保数が実際の4,883人と合致していたら、この黒字額というのはどうなるのかとただされ、納付金の算定の被保数の差が216人で、単価が約12万円となるので約2,600万円となり、単純にこの額が黒字の増加になるとの答弁がありました。

31年度の被保数、世帯数の質問に、6月末の時点で被保険者数が4,675人、世帯数が2,845世帯になるとの答弁がありました。

今年度も黒字になり、今、既に6,600万円の剰余金、あと3,400万円積み上げれば1億円になり、超えるのは間違いないと思うが、その認識でよいのかとただされ、おおよそ3,000万円程度の単年度増加が見込まれ、予備費を2,000万円計上しているので、合計で単年度5,000万円、それと、30年度の時点で剰余金があるので、合わせて約1億2,000万円程度の剰余

金が発生するかと思われるとの答弁がありました。

来年度は、今の状況から見て、国保税は十分引き下げられる。12月議会には提案していただきたいとの質問に、県下でトップクラスの保険税率であると認識をしている。県の国保運営方針に従い、保険料方針を策定している以上、平群町単独でするわけにはいかない。令和3年の見直しと思っているが、ただ、それまでも県との協議の段階であり、県との協議は継続していくとの答弁がありました。

今の制度では、最終的には県が決めることになるが、それまでは、県が標準税率を出しても、それぞれ独自に決めている。県の標準税率より高く取っているのは平群町とほか一部だけ。ほとんどは県の標準税率より低い金額で設定しているが、県はすぐに引き上げろとは言っていない。令和6年統一までの間はそれぞれで決めることになっており、税率は町の条例で決めている。住民の立場に立てば、引き下げる決断をすべきだと考えるがどうかとただされ、納付金の状況、町の状況を鑑みながら、令和元年度には検討していき、令和2年度に反映できるかどうか検討してまいりたいとの答弁がありました。

討論では、まず、新たな制度、県単位化のもとで最初の決算ということであり、県単位化での国保税率算定は、これまでと違い、平群町の被保険者の医療動向に関係なく、基本的には県への納付金に見合った税率にすれば、単年度会計は収支バランスがとれることになった。そのことは、県単位化初年度の決算からの試算でも明らか。それでも現在の高過ぎる料率で国保税を取り続ければ、剰余金は現在の6,650万円から1億円を大きく超えることになる。1世帯2万円、総額5,000万円程度の減税は、今すぐでもできる会計内容である。町長の最後の答弁では、一定検討するということがあったが、この間の行政の態度は怠慢だと考えている。また、国保加入者に対する、ある意味裏切り行為ではないかとも考えている。さらに、国保税を引き下げるとは、この間の急激な人口減少を食いとめることや町の財政健全化にも寄与することにつながる。この観点からも、引き下げは待たなし、こういうこともつけ加えて、平成30年度国保会計決算には反対するとの討論がありました。

一方、30年度国民健康保険会計は、歳入歳出差し引き3,756万6,378円の黒字となり、実質単年度収支としては3,664万3,101円の黒字となった。27年度からの推移としては、27年度実質単年度収支約1億9,500万円の赤字決算で、財政調整基金残高はゼロとなり、年度末剰余金はマイナス2,675万円、28年度にも実質単年度収支約8,769万の赤字決算で、年度末剰余金はマイナス1億1,444万円まで膨れ上がり、29年度は税率を大幅改定し、実質単年度収支が1億4,436万円の黒字となり、年



度末剰余金も2,992万円の黒字。30年度で財政調整基金に2,900万円を積み立てることができた。しかし、一見、健全な財政運営の軌道に乗ったかのように見えるが、令和2年度中に令和3年度からの保険税率算定基準の見直しが行われるので、まだ油断は禁物。今後の見通しについては、被保険者数が減少し、所得もわからない。1人当たりの保険給付費も増加する傾向なので、検証を続けながら、今後の会計についてどう予測するのかは非常に重要な論点になる。前岩崎町長が、加入者の算定基準の是正について県へ働きかけられたように、国保収納率の高い我が町が、税率も高くなるような算定を是正すべく、西脇町長にも県担当課のもとへ足を運んでいただき、公平な県の国保財政運営をお願いしていただくよう申し添えておく。また、昨年度より県単一化がスタートし、県が国保財政を担うようになり、市町村は県が算定した納付金を支払うことになった。納付金は、令和6年度の県単一化完成の中間年度の令和3年度に向け、来年度に県は見直すことになっている。県の納付金見直しを令和3年度予算の反映に向け、平群町は来年度に税率の見直しを予定しているが、年度末には5,000万円から6,000万円程度の黒字が予想され、令和元年度末の剰余金合計は約1億2,000万円から3,000万円が見込まれる。余力を持った健全財政を維持するために、この分は財政調整基金に積み立て、次年度の平群町国民健康保険特別会計を1年前倒しにし、可能な減税も視野に入れて検討していただくことを期待し、本決算には賛成するとの討論がありました。

採決の結果、賛成多数により認定第3号は認定すべきものと決定いたしました。

認定第4号 平成30年度平群町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

決算額は、歳入総額3,483万2,371円、歳出総額3,483万2,371円で、歳入歳出差し引きゼロとなっています。

質疑では、加入件数、30年度の増加件数、30年度公債費1,964万円をいつまで払い続けるのか、いつから償還しているのか、総額は幾らかとただされ、30年度末で、加入は90件中58件、1件の加入。起債残高は2億3,426万1,581円、令和19年で完了との答弁がありました。

1,500万円の経費がかかっているが、収入は200万円足らず、毎年1,300万円の赤字となっている。また、水洗化率は64.4%で、毎年1件しかふえない。せっかくの施設、とめるわけにもいかないので、強制はできないが、居住者にはできるだけ加入してもらえるようにするしかないが、財政としてどう見ているのかとただされ、毎年、一般財源から起債の償還をしているし、

施設は老朽化していくので、維持経費も発生してくる。今後、憂慮すべきものと考えている。法的に可能かということも踏まえて、集落における下水道事業のあり方をどこかで考える必要があるかとの思いをもっていると答弁がありました。

施設設置から12年になるが、なぜ加入が少ないのか原因をただされ、個々の敷地面積が広く、排水設備の工事費の負担が大きく、高齢者世帯が増加、日常生活をする上で不便を感じておられないことが原因かと考えていると答弁がありました。

毎年、加入件数目標を持って鋭意努力してほしいとただされ、基本的には加入をしてもらうことを前提に、できるだけ頻繁に足を運んで、計画を立て、進めていくと答弁がありました。

審査の結果、認定第4号は全員異議なく認定すべきものと決定いたしました。

認定第5号 平成30年度平群町学校給食費特別会計歳入歳出決算の認定について

決算額は、歳入総額6,212万3,624円、歳出総額6,196万457円で、歳入歳出差し引き16万3,167円の黒字決算となっています。

質疑では、地産地消の食材件数、食材総数中何件か、金額はとただされ、37件中18件、野菜全体では596万円、平群産は100万3,852円と答弁がありました。

消費税が10月から引き上げとなるが、影響をどのように考えているか、対策はとただされ、食材は軽減税率適応で上がらないが、物価の値上げ、人件費、原材料の高騰、29年から31年度初めには5%の値上げになっている。物価が2から3%アップすると考えているが、そうすると、給食費全体では不足してくる。食材も、同じものでも極力安くなるようにしていると答弁がありました。

今の給食費で、令和元年度決算を迎えた場合、どのような予想をされるかとただされ、年度途中であるので、食材について、より安価になるよう検討はしていくが、質を落とさないことを考えると、200万円程度の赤字となるかと考えていると答弁がありました。

今、7月の学校給食センターの運営協議会となっているんですが、審議会に訂正をお願いします。運営審議会で協議され、保護者のほうにも、給食費の250円から300円引き上げについてのアンケートをとっていただいている。結果は議会にも報告させていただくとの答弁がありました。

審査の結果、認定第5号は全員異議なく認定すべきものと決定いたしました。

認定第6号 平成30年度平群町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定につ

いて

決算額は、保険事業勘定では歳入総額18億690万9,303円、歳出総額17億4,204万832円で、歳入歳出差し引き6,486万8,471円の黒字決算となっています。

質疑では、決算の総給付費が16億90万6,000円、7期の計画では、総給付費18億3,466万2,000円、その差は2億3,375万6,000円。計画と実績に大きな乖離があるが、なぜかとただされ、施設介護サービス費、地域密着型サービス、小規模多機能型居住介護の利用などが少なかったこと、高齢者の介護予防に対する意識の高さなどが要因と考えられるとの答弁がありました。

介護保険の性格上、計画で保険料が決まる。給付費が計画より2億3,000万円少なかったということは、給付費の23%となっている保険料5,370万円を取り過ぎたという認識で間違いはないかとただされ、乖離が出た分、1号被保険者の保険料に剰余金として発生した。これについては、財政の均衡、安定化を図るために基金に積み立てたということで御理解をお願いしたいとの答弁がありました。

来年度までの第7期、給付費総額の見込みをどう見ているかとただされ、現在の給付費の実績から、令和元年度の決算見込みは約17億2,400万円程度と考えている。来年度の実績見込みは、伸び率1.1を掛け、約18億9,640万円程度と見込んでいる。今年度の決算額と合わせて、第7期の3カ年の合計として52億2,000万円程度ではと見込んでいるとの答弁がありました。

第7期3年間の計画合計で、総給付費は60億5,600万円、町の見込み52億2,000万円になれば、8億2,600万円の乖離。3年間で8億円の23%、1億8,400万円が黒字ということになる。7期は3年間で1億5,000万円の赤字にする計画とあわせ、1号被保険者1人当たり年間1万5,000円ぐらい取り過ぎているということになるが、計算上はそういう認識でよいかとただされ、計算上はそうなると思うとの答弁がありました。

いずれにしても、7期の給付費の計画が過大過ぎることが、この1年間の実態、来年度からでも引き下げるべきだと考えるがどうかとただされ、介護保険では3年を1期として計画を策定し、それをもとにして保険料を算出。事業計画は、介護保険策定委員会で十分な議論の上で承認をいただいている。7期の途中での保険料を変更するということは考えていない。

町内では、介護を受けたいのに受けられない実態があるのかどうかとただされ、地域包括支援センターのほうで、ケアマネジャーとも連携を密にし、ケアマネ

からの意見など、今の状況、相談等、報告を受けている。実際受けたくても受けられないという環境、状態があるとは聞いていないとの答弁がありました。

討論では、本会計決算は、介護保険事業第6期計画終了時点での剰余金見込みが3億2,300万円、実際には3億4,000万円を超え、そのうち1億5,000万円を取り崩して保険料軽減に充てるとした第7期計画に基づき、その初年度として編成された予算に基づくもの。予算審議で、介護保険の制度上、剰余金は1号被保険者の保険料で生み出されたものであることから、剰余金1億5,000万円の取り崩しで納得できないと指摘して反対した。結果は、7期の計画も6期と同様に計画と実績に大きな乖離が出た。平成30年度の当初予算は、基金の取り崩し394万4,000円、予備費100万円で、予算上の実質単年度収支は約300万円の赤字というものだった。しかし、決算の実質単年度収支は6,488万8,000円の黒字。この差は、給付費の実績が計画を大きく下回ったためであり、今回のこの結果は昨年度から予測された。また、今回の審議で明らかになった来年度までの第7期の実績見込みからも、7期3年間で剰余金が1億5,000万円取り崩すどころか、さらに1億5,000万円積み増す可能性が高いことが明らかになった。それでも1号被保険者から取り過ぎた保険料の還元、引き下げをしないというのが町の姿勢である。以上のことから反対するとの討論がありました。

一方、介護計画に基づいては、実績並びに国の方針等々鑑みて第7期の積算をされたという御説明があったように思う。予定は未定で、乖離は出る。これは、いたし方ない部分もあると思う。協議会の中で、1年前倒しにすべきという意見も出たが、事務局は3年間を一つの目安として、第8期に向かって見直しをしていくので、3年間だけはそのままで進めると言い、他の委員からは意見は出なかったということは、一定の理解を得られたという答弁であった。私は、審議会というのは、議論はあっても両論併記するもの。3年間そのまま据え置いて、事務局のほうは第8期に向かい、負担軽減の方法をよく検討され、一日も早く、令和2年度に令和3年度に向かって協議され、介護保険サービスがより一層充実されることを祈念し、賛成するとの討論がありました。

採決の結果、賛成多数により認定第6号は認定すべきものと決定いたしました。

認定第7号 平成30年度平群町奨学資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について

決算額は、歳入総額16万8,000円、歳出総額16万8,000円で、歳入歳出差し引きゼロとなっています。

審査の結果、認定第7号は全員異議なく認定すべきものと決定いたしました。

認定第8号 平成30年度平群町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

決算額は、歳入総額3億8,544万9,694円、歳出総額3億8,482万7,594円で、歳入歳出差し引き62万2,100円の黒字決算となっています。

質疑では、制度ができて、2年ごとの見直しで、保険料は上がり続けている。普通徴収は少ないので滞納は少ないが、広域連合との関係で滞納はどういう扱いになっているのかとただされ、収納等については町でしていると答弁がありました。

死亡された場合もあるが、それはどのようにになっているのかとただされ、死亡の場合、90%特別徴収であるので、その時点で清算される。どこの市町村も同じ状況との答弁がありました。

審査の結果、認定第8号は全員異議なく認定すべきものと決定いたしました。

認定第9号 平成30年度平群町用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について

決算額は、歳入総額1億8,995万2,500円、歳出総額1億8,995万2,500円で、歳入歳出差し引きゼロ円となっています。

質疑では、一般会計で措置しても問題がないと思う。一度なくした特別会計を復活させて、庁舎用地を取得のためにわざわざつくった特別会計だが、これをつくった理由、これ以外の先行取得、何か考えていることはあるのかとただされ、もともと特別会計設置条例に用地先行取得会計があるが、要件がないため動いていなかった。これまで土地先行取得事業は土地開発公社が行っていたのが解散し、今回のような用地先行取得債の起債をして取得する事業については、この会計で行うこととなるが、今後は、先行取得する事業の予定はないとの答弁がありました。

審査の結果、認定第9号は全員異議なく認定すべきものと決定いたしました。

認定第10号 平成30年度平群町水道事業会計決算の認定について

水道事業における事業内容は、給水件数8,013件、年間総配水量は225万9,604立米で、有収水量は188万7,619立米となっています。また、県営水道の受水量は224万4,130立米と、前年度実績より12万3,582立米の増となっています。

決算の状況は、前年度同様、税抜きで報告されています。

まず、収益的収支については、営業収益では4億3,883万5,509円で、営業外収益等では6,581万7,828円で、収益全体では5億465万3,337円となっています。

一方、費用では、営業費用・営業外費用（受水費・人件費・動力費・委託料・その他の経費等）、費用全体では5億7,387万3,618円で、収支差し引き8,407万2,811円の純損失となり、前年度繰越利益剰余金が2億216万647円を計上されており、1億1,808万7,836円の未処分利益剰余金を翌年度に繰り越すことになっています。

資本的収支については、収入では、消火栓設置に伴う水道管敷設工事の工事負担金125万7,379円と企業債6,250万円と他会計補助金779万円の合計7,154万7,379円となっており、資本的支出では、建設改良費として7,590万3,072円及び企業債償還金として2,070万8,735円で、合計9,661万1,807円となり、収支差し引き2,506万4,428円の支出超過となっていますが、これは、損益勘定留保資金をもって補填されています。

質疑では、不使用になった井戸を除却する計画があるのかとただされ、基本的には処分していきたい。解体にしても井戸を埋めるにしても経費が必要であり、その辺の兼ね合いも含めて、今後、検討したいとの答弁がありました。

当年度純損失が8,400万円出ていることについてただされ、26年度、地方公営企業会計の制度改正があり、26年度以前に移管を受けた水道施設について、減価償却を行わなければならなくなり、26年度より減価償却を行っていて、30年度、約4,900万円を計上した。また、特別損失として、榎原浄水場の解体撤去のうち、設計委託料や榎原浄水場の不動産鑑定業務等で約1,500万円計上しているのが主な内容との答弁がありました。

有収率が88.1%で前年比マイナス4.6%、100%県水で、これだけダウンした原因をただされ、古くなった水道管の老朽化による漏水等が原因と考えていると答弁がありました。

将来の水道料金のアップにかかわってくることから、早急に有収率を上げる必要があるがとの質問に、老朽管を計画的に更新していきたいとの答弁がありました。

藤城池の借地料、賃借料がまだ出ていることについてただされ、生駒市小平尾の水利組合と現在協議中だと答弁がありました。

また、協議の経過、今後についての質問には、まだまとまっている話ではないが、取水塔やポンプ、電気の盤、取水塔への栈橋の撤去は必ずしてほしいというお話をいただいております、その先のことはこれから協議し、煮詰めていきたいとの答弁がありました。

審査の結果、認定第10号は全員異議なく認定すべきものと決定いたしました。

認定第11号 平成30年度平群町下水道事業会計決算の認定について

下水道事業は、平成30年度より地方公営企業法の一部適用をしています。公共下水道事業の年度末未処理区域内人口は1万266人で、前年度より252人増加しています。水洗化人口は9,624人で、水洗化率は93.7%となっています。有収水量は102万8,016立米となっています。

決算の状況は、今年度より税抜きで報告されています。

まず、収益的収支については、営業収益では1億3,224万2,358円で、営業外収益等では1億8,519万3,282円、特別利益では161万9,732円の合計3億1,905万5,372円となっています。

支出では、営業費用として3億2,899万7,273円で、営業外費用で4,939万7,270円、特別損失では282万3,840円の合計3億8,121万8,383円支出して、収支差し引き6,216万3,011円の純損失となり、当年度未処理欠損金を翌年度に繰り越すことになっています。

資本的収支については、収入では、下水道負担金550万円、他会計補助金1億4,631万4,000円、補助金3,513万円、企業債1億730万円の合計2億9,424万4,000円となっています。資本的支出では、建設改良費として1億2,741万8,991円及び企業債元金償還金として1億5,783万8,209円で、合計2億8,529万5,380円となり、収支差し引き894万8,620円となっていますが、これは翌年度に繰り越すことになっています。

質疑では、この下水道の企業会計は、公営企業法に基づいて事務手続をしているが、実質は町長部局で実施しているとの認識でよいかとただされ、公営企業は町長が代表になっているとの答弁がありました。

水道事業会計から6,500万円借入れをしたという認識でよいかとただされ、水道事業から一時貸し付けを受けているとの答弁がありました。

起債残高が34億円あり、1年に元利償還金約2億円払っている。平群町の財政状況が厳しい中、2億円、毎年負担している。緑ヶ丘にコミプラが5カ所あり、そのうち2カ所は公共下水への編入工事が完了し、あと3カ所残っている。今回、水道企業会計から6,500万円借入れているが、その点どのように考えているのかとただされ、起債の償還額は、基本的に約2億円程度あり、毎年一般会計から1億6,000万円から7,000万円程度繰り入れをしてきた経過がある。下水道事業会計については、運転資金が枯渇していることと、事業会計と切り分けるということで、公債費についても債務、債権の引き継ぎで、事業会計の中に盛り込まれたと聞いているので、かなり財政的に、企業としての経営的なものは余り資金がなく、借入金を背負った会計状況になってい

るという認識はしているとの答弁がありました。

実質上は財政が厳しい状況であるが、下水道事業会計として、今後の事業予定はどのように考えているのかとただされ、基本的には整備していくと考えているが、御指摘のあったように、財政的にも非常に厳しい状況であり、緑ヶ丘の公共下水道編入は、優先的にはやっていきたいと考えているが、他の区域については、今後検討していくことにしているとの答弁がありました。

公共下水道普及については、当然、コミプラのあるところを中心に進んでいる。緑ヶ丘はいろいろ難しい問題もあり、思いどおりに進んでいないが、その他の団地でいえば、初香台、福貴団地ほかあり、全体的な計画ではないが、いつごろまでにするという計画はあるのかとただされ、新たな地域としては初香台と福貴団地。昨年に、初香台については計画、実施設計はでき上がっている。福貴団地は今年度設計を実施する予定。ただ、設計は完了しているが、着手時期は明確にお答えできないとの答弁がありました。

借金の返済、金利の負担は、町から水道と同じように補填されるのかとただされ、基本的には、起債償還の不足分は一般会計からいただくということになる。収支としては、その起債償還の部分については多少援助をいただくという形になると思うとの答弁がありました。

審査の結果、認定第11号は全員異議なく認定すべきものと決定いたしました。

以上が、当委員会に付託を受けました審査の結果であります。よって、決算審査特別委員長報告といたします。

令和元年9月24日  
決算審査特別委員会  
委員長 稲月敏子

以上です。

○議長

ありがとうございました。

午後4時5分まで休憩いたします。

(ブー)

休 憩 (午後 3時47分)

再 開 (午後 4時05分)

○議長

それでは、休憩前に引き続き再開いたします。



(ブー)

○議 長

これより順次質疑、討論、採決を行います。

まず、認定第1号 平成30年度平群町一般会計歳入歳出決算の認定についての委員長報告に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。

続いて討論に入ります。山口君。

○7 番

平成30年度一般会計決算には、反対の立場で討論します。

まず、当初予算上の実質単年度収支5億2,000万の赤字となっていました。その後、駅周事業に関連して、借金で必要以上に用地を買い取る、そして、余った用地で清算交付金として財源を確保する、こういう手法がとられました。要するに、借金で新たに5億7,000万円の財源を生み出したということがあります。その結果、この補正を行った昨年6月議会終了時点では、町の示した財政シミュレーションではですね、実質単年度収支が1億6,000万円の黒字になるという見通しでした。また、その後ですね、地方交付税が予算より1億3,000万円ふえ、町の思惑どおりならですね、決算は3億円近い黒字ということになるはずでした。しかし、実際の決算は1億4,600万円の赤字。これは、駅周事業の換地確定で清算交付金が1億6,000万円減って、4億800万円で確定したこと、さらに、そのうちの2億円の入金が今年度にずれ込んだことが主な要因です。

私ども日本共産党議員団は、昨年3月の当初予算に対して、危機的な財政状況を住民が知らないままで文化センター・図書館建設は問題、住民合意と財政的見通しを立てた上で建設を実行すべきだと主張して、関連予算18億4,500万円の削除をするなどの修正案を提出しました。この修正案については否決され、原案が可決しました。

また、6月議会の補正予算でも、借金で財源を確保して赤字団体転落を回避する、このような目先にこだわった手法、要するに、借金頼みの財政運営では、より多くの負担を後年度に回すだけだと指摘しました。

現在の平群町の財政状況は、文化センター・図書館建設を急いで強行したこと、そして、目先の黒字にこだわって借金で財源を生んだことでさらに借金が

膨らみ、地方債残高は148億円、今年度からの公債費、借金返済は11億円を超えます。それが今後11年、10年以上も続くこととなります。

町は一昨年、2021年度までに8億3,000万円の財政効果を見込んだ第2次財政健全化計画を立てましたが、そのうちの3分の2、5億5,000万円を占める町有地売却と臨時職員配置の見直しは非常に厳しく、計画の半分実行できるかどうかという状況です。過日の毎日新聞に、平群町のこの第2次健全化計画について記事が掲載されましたけれども、基本的には、委員長報告にもありましたように、人件費、予定以上の職員が退職する、そういう事態の中で、人件費のみで何とか、1年、2年の計画が達成できたというような内容、また、記事もそういう内容になっていました。決して褒められたような状況ではありません。

また、財政状況でいうと、計画にはなかった、今年度に先送りされた駅周組合への当初予定になかった2億円の補助金、この支出、さらに保留地処分での損失2億3,000万円も第2次健全化計画では示されていませんでした。そういうところから見ればですね、現状はさらに厳しい財政状況になっていると言わざるを得ません。

一方、財政健全化について、行政内部の自助努力を第一義に、このように述べたわけですが、昨年度、延長保育料と一時預かり保育料が大幅に引き上げられました。その後、多子減免はされましたが、基本的には、これまでの行政サービスを削る、そのことで、それがまた住民にとっては負担となり、人口の減少につながる、税収の減収にもつながる、こういう悪循環が続いている、その悪循環から脱却するという予算編成ではなかったし、実際に執行された30年度決算も、その予算に基づいたものでした。

そういうところから、私ども日本共産党議員団は、この悪循環を断ち切る予算編成とその執行をすべきだと、この間、ずっと主張してきました。それができてない本決算、それに逆行しているということで、平成30年度一般会計決算の認定には反対をいたします。

以上です。

○議長

ほか、ございませんか。山本君。

○3番

平成30年度一般会計決算認定について、賛成の立場で討論させていただきます。

平成30年度一般会計決算概要として、平成30年10月8日に（仮称）文化センター・図書館の起工式を行い、平群町は、将来に向けた魅力あるまちづ

くりへ大きな一歩を踏み出しました。

人事については、第2次財政健全化計画に基づき、保育教諭を除いた職員の新規採用は行わず、人件費を抑制し、健全財政の堅持に努められました。

また、豪雨被害に見舞われた年度でありましたが、財産管理費で信貴畑集落センター東側のり面の復旧工事、治山事業費で総合スポーツセンター裏山と櫛原民家裏山の復旧工事、保健体育総務費で総合スポーツセンター高圧ケーブル復旧工事や土砂崩落によるセンター内備品購入を迅速に行っていただきました。

全般的なところでは、防犯対策としてLED防犯灯新規設置工事4灯、防犯カメラ2台の設置補助、防災諸費では防災行政無線デジタル化工事、プリズムへぐり管理費では屋根の一部改修、環境衛生費では若井火葬場撤去工事、斎場運営費では火葬炉設備修繕工事、塵芥処理費では3,000ピコ以下の仮置き焼却灰の処分、防災施設費では老朽化した地上式消火栓を地下式に改修、教育振興費では外国語指導講師派遣3名など、住民の暮らしを守るための努力は評価できると判断いたします。

次に、監査委員の検証では、健全化判断比率である実質公債比率15.6%や将来負担比率225.7%は高水準にあることから、今後は新たな町債の発行を抑え、町債残高全体の縮減を図ることに留意するよう、御指摘を受けております。

平成30年度の実質収支は7,719万1,370円の黒字ですが、実質単年度収支は1億4,622万2,447円の赤字となり、厳しい財政運営となりましたが、先ほど述べましたように、住民の暮らしを守るために取り組まれた予算執行であるということの評価し、平成30年度一般会計決算の認定については賛成といたします。

○議長

ほか、ございませんか。森田君。

○8番

平成30年度一般会計決算の認定について、反対の立場で討論いたします。

先ほど、山口議員の反対討論内容とほぼ同様でございますが、加えて申し上げますと、第2次健全化計画の人件費の抑制であります。職員を新規採用しないとの方針で進められておりますが、果たしてそれでオペレーションできるのか、それでうまく町が回るのか懸念しております。と言いますのも、一例ですが、私が6月議会の一般質問で、春日丘、日立団地、西宮の避難所が南保育園になっているが、閉鎖して使えなくなっているとただしたところ、加えて、1年前にも同様の質問をしました。やっと代替施設としてプリズムへぐりとする答弁をいただき、関係自治会にも連絡いただいたというふうに聞いております。し

かし、現場を見る限り、道路標識は南保育園のままであり、また、旧南保育所の門のある避難所の看板はそのままであります。プリズムへぐりに避難所が変わったという表示もありません。

また、今議会で、都市公園の中央公園、北公園の利用を促進しましたところ、この問題も、3年前にも同様の質問をしましたところ、同じような答弁であり、3年間何も手を打ってないということが明らかになりました。これは、多くのことが、全て職員の手が回っていないということじゃないかというふうに思います。こんなことをしていると、本当に平群町は大変なことになるのではないかというふうに思えてなりません。

平成30年度も前年度より職員が5名減っていることで、補充をしないということではまことに遺憾であります。よって、一般会計の認定に反対いたします。

以上です。

○議長

ほか、ございませんか。馬本君。

○12番

平成30年度一般会計の認定については、賛成の立場で討論をさせていただきます。

審議の中で、平成30年度の一般会計決算の実質収支は7,719万1,370円の黒字となったものの、実質単年度収支は1億4,622万2,447円の赤字となり、町財政は非常に厳しい状況であります。

そんな中でありましたが、将来のためのまちづくり、また、各種福祉施策などについて、限られた予算を最大限活用されたと私は思います。町の重要施策として、文化センター建設事業として、駅周辺整備事業があります。文化センター建設事業についてであります。平成29年から31年度の文化センター建設事業の総事業費は26億1,249万1,000円で、そのうち国庫補助が9億601万7,000円、地方債が13億1,790万円で、一般財源が3億7,857万4,000円での建設計画で推進されています。財政内訳の率では、国庫補助金が40%交付されています。また、発行した地方債についても、約50%が交付税算入され、結果として、総事業費に対し、約57%の財源手当がされる事業内容となっております。

厳しい財政状況の中で、非常に有利な条件で老朽化した中央公民館、人権交流センター、図書館といった3施設の更新を実施できるものであります。住民の文化活動の拠点と親しみのある憩いの場となることを期待しております。早期実現に向け、担当職員さん、関係者の皆さん、今後もよろしくお願いをいた

します。

駅周辺整備事業の事業終結に向けた対応についてであります。この事業は、当初より吉新自治会の協力あって、特定土地区画整備事業の事業認可がされ、実施されたものであります。基本的には、2年以内に地元の組合が設立されなかった折には、行政施工で区画整備事業を実施することが必要でありました。よって、組合事業の終結に向け、行政が責任を持って対応され、一日も早く事業の終結をよろしくお願いをいたします。

平成5年に防災情報、緊急情報、イベント情報、定期的時報、国民の生命にかかわる緊急情報などを発信する防災行政無線が設置されましたが、二十数年間経過、老朽化をしたため、防災行政無線デジタル化整備工事を予算計上されました。契約金額が約2億1,500万と、高額事業となりましたが、財源的に有利な緊急防災・減災事業債、地方債充当率100%で、交付税として70%が歳入されることで採択されました。将来予想される大規模災害など、緊急時において、住民の安心・安全がより一層確保されたと私は思います。

そのほかに、町税の徴収率は98.7%で、前年度より0.1ポイント上昇、納税の公平性、公正性の確保に努力されました。

また、高校3年生までの入院、通院の子どもの医療費助成や予防接種など、県下でもすぐれた健康保持、疾病予防の保健福祉サービスの実施、若者世代の定住を促進する定住化促進奨励金交付事業など、厳しい財政状況下で住民福祉の向上に努力された内容であります。よって、本決算認定については賛成といたします。

以上であります。

○議 長

ほか、ございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、討論を終結いたします。

これより認定第1号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案について、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

賛成者挙手

○議 長

挙手多数であります。よって、認定第1号 平成30年度平群町一般会計歳入歳出決算の認定については委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

続きまして、認定第2号 平成30年度平群町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定についての委員長報告に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。  
続いて討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、討論を終結いたします。

これより認定第2号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案については委員長の報告どおり決定することにいたしたいと思っておりますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、本案については委員長の報告どおり認定することに決定いたしました。

続きまして、認定第3号 平成30年度平群町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についての委員長報告に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。  
続いて討論に入ります。山口君。

○7 番

平成30年度国民健康保険特別会計決算、これは新たな制度、県単位化のも  
とで最初の決算になります。県単位化で、国保税率算定は、これまでと違って  
ですね、平群町の被保険者の医療動向、ふえたり減ったりすることに余り関係  
がなくなる。基本的には、県の納付金に見合った税率にすればですね、単年度  
の会計は収支バランスがとれることになりました。そのことは、県単位化初年  
度の本決算からの試算でも明らかとなっています。

私ども日本共産党議員団は、予算審議でもこのことを指摘し、国保税の引き  
下げを強く求めました。しかし、町当局はそれを拒否して、高過ぎる料率で国  
保税を取り続け、今年度も黒字が予測され、剰余金は1億円を大きく超える予  
測となっています。現在の剰余金、また県単位化の制度上から見ても、1世帯  
2万円、総額5,000万円程度の減税は、今すぐにでもできる会計内容です。  
それにもかかわらず、それを実行せず、かたくなに国保税引き下げを否定する  
のは行政の怠慢であり、国保加入者に対する裏切り行為だと考えます。

なお、今議会の審議で、町長がこれまでのかたくなな姿勢から、来年度から  
の引き下げを検討する、このように答弁されたことは一定評価します。会計上  
のめどが立てば、検討にとどめず、確実に来年度引き下げを実施するよう強く  
求めます。しかし、本決算は、1.6倍増税を継続した国保税率のもとでの決  
算であります。到底認めることができません。

以上のことから、平成30年度国民健康保険特別会計決算の認定には反対と  
いたします。

以上です。

○議 長

ほか、ございませんか。馬本君。

○12番

平成30年度平群町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、賛成  
の討論をさせていただきます。

平成30年度の歳入歳出収支が約3,700万の黒字、財政調整基金保有額  
が約2,900万、合わせて約6,600万円の剰余金が発生しています。

昨年度より県単一化がスタートし、県が国保財政を担うことになり、市町村  
が県が算定した納付金を支払うことになりました。納付金は、令和6年度の県  
単一化完成の中間年度の令和3年度に向け、来年度には県は見直すことになっ  
ております。県の納付金見直しを令和3年度予算の反映に向けて、平群町は来  
年度、税率の見直しを予定されておりますが、ただ、平成30年度の納付額が  
6億1,400万に対し、保険税収納額約5億6,300万、また、7割、5  
割、2割軽減の法定軽減分約8,400万が財源となり約3,300万円、そ

して予備費400万の合計約7,700万円の剰余金となりました。

私の試算では、令和元年度も同様に、約3,000万から4,000万円程度の黒字と予備費2,000万で、年度末には約五、六千万程度の黒字が予想され、令和元年度の剰余金は、私が基金で対応すべきということで、1億2,000万から3,000万程度が見込まれるようになりました。

余力を持った健全財政を維持するためにも、この部分は財政調整基金に積み立てて、次年度の平群町国民健康保険特別会計を1年前倒し可能な減税も視野に入れて検討していただくことを期待し、今決算の認定については賛成をいたします。

以上であります。

○議長

ほか、ございませんか。森田君。

○8番

平成30年度国民健康保険会計決算の認定について、反対の立場で討論いたします。

先ほど、山口議員の反対の討論の内容とほぼ同じでございます。加えて申し上げますと、我々議員は、住民の皆様を負託を受けて議員になっているわけでございます。議員の仕事の一丁目一番地は、町政のチェックであり、町政に民意の反映であります。決算を見る限り、国保税を引き下げることが明らかに可能であります。私は、なぜ引き下げないか、不思議でなりません。

私のもとには、多くの住民の方から、国保税を何とかしてほしい、何とかならないのかという声が寄せられております。町長を初め、職員の皆様は恵まれているわけでありまして、平群町の高齢化率は37.5%、昨年より0.2ポイント高くなっております。町長を初め、職員の皆様には、住民の声を聞く耳を持っていただきたい。住民の方の生活は大変であります。政治は、困っている人、立場の弱い人に手を差し伸べるべきだと考えております。よって、国保会計決算の認定に反対いたします。

○議長

ほか、ございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、討論を終結いたします。

これより認定第3号について採決を行います。



本案に対する委員長報告は認定であります。本案については委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

賛成者挙手

○議長

挙手多数であります。よって、認定第3号 平成30年度平群町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定については委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

続きまして、認定第4号 平成30年度平群町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についての委員長報告に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。  
続いて討論に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、討論を終結いたします。

これより認定第4号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案については委員長の報告どおり認定することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、本案については委員長の報告どおり認定することに決定いたしました。

続きまして、認定第5号 平成30年度平群町学校給食費特別会計歳入歳出決算の認定についての委員長報告に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。  
続いて討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、討論を終結いたします。  
これより認定第5号について採決を行います。  
本案に対する委員長の報告は認定であります。本案については委員長の報告どおり決定することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、本案については委員長の報告どおり認定することに決定いたしました。

続きまして、認定第6号 平成30年度平群町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についての委員長報告に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。  
続いて討論に入ります。山口君。

○7 番

介護保険特別会計決算については、反対の立場で討論いたします。

介護保険事業第6期計画終了時点で、剰余金見込みは3億2,300万円、実際には3億4,000万円を超えましたけれども、そのうち1億5,000万円を取り崩して保険料軽減に充てるとした第7期計画に基づいて、その初年度として編成された予算に基づく決算であります。

私ども日本共産党議員団は、その予算審議で、介護保険の制度上、剰余金は1号被保険者の保険料で生み出されたものであることから、剰余金1億5,000万円の取り崩しでは納得できないと指摘して、反対しました。そして、そ

の結果、7期の計画そのものが過大だったということで、もともと3年間で1億5,000万円の赤字にならなければならないわけですけれども、実際には、初年度から6,000万円以上の黒字になり、そして、委員会の審議でも明らかになりましたけれども、今年度、来年度、7期3年間を通じれば、1億5,000万の赤字どころか、逆に1億5,000万の剰余金を生む、合わせて3億円も計画と乖離する、このような結果、見通しでありますけれども、見通しが明らかになりました。

このような点から見て、私ども日本共産党が昨年12月議会で介護保険料の引き下げ議案を提出しました。当局はこの間、一環して、介護保険は3年ごとの見直し、このように主張されるわけですけれども、3年ごとの見直しであっても、制度上、町長の裁量で引き下げは可能であります。また、条例さえ変えれば引き下げられるわけですから、なぜそこにこだわるのか、私は理解に苦しみます。

また、第7期の計画時点で、介護保険の策定委員会で議論がありましたけれども、策定委員に出ておられる方々は、国のほうが介護保険の計画について、3年ごとに国のほうも見直しをし、全体像を示すものですから、それがそのままいくとは限らないわけですが、その分の中で計画を立てる、その計画に基づいて保険料、7期の場合は全体の23%ということになってますが、それで決まるわけです。それで決まった分についてですね、なかなか全体の給付費がですね、それで正しいのか間違ってるのか、判断はほとんどできません。それが正しいものとして計画を立て、ただ、6期で残っていた3億円以上の基金についてですね、それをどうするかというところで議論になるわけです。だから、それを信用すれば、当然、一定残さなければならないというのが多くの人の意見になるわけですが、審議の中でも言いましたけれども、斑鳩町では、基本的に基金は3,000万円だけ残して、あとは全てその次の計画、今度の場合なら7期の計画の保険料の軽減に使う、このように決めてるわけです。

平群町も、ここ数回は、5,000万円から6,000万円の基金を残すというふうに決めていました。しかし、今期に限ってはですね、残ってた金額が大きかったということもありますが、1億5,000万以上も残す計画でやられたわけです。そこにもともと間違いがあるということでもありますから、私は、当然引き下げることについてですね、町のかたくなな態度、また、昨年の中でも、町のほうにそういう、議会にも議案を出したわけですから、そういうことに町としては真摯に答えて、やるべきだというふうに思います。しかし、それができていない。ましてや、初年度の当初の計画との乖離が余りにも大き過ぎる、こういう点からしてですね、私は、この決算については、到底認定する

ことはできないということを申し上げて、本決算の認定には反対をいたします。  
以上です。

○議 長

ほか、ございませんか。馬本君。

○12番

平成30年度介護保険特別会計決算認定について、賛成の討論をさせていただきます。

介護計画に基づいて、実績並びに国の方針などを鑑みて、第7期の積算をされた説明がありました。予定は未定じゃないけれど、乖離はいたし方ないように私は思います。

令和元年7月30日に介護保険運営協議会が開催され、平成30年度決算についても協議され、委員さんから、多額な剰余金があるので、1年前倒しの保険料減額改正すべきとの意見に対し、事務局は、令和3年度からの第8期までこのままでと回答。諮問機関の協議会では、いろんな皆さんの両論併記で、いろいろな意見があると思います。町は1期3年を尊重されました。私も町の意見を尊重します。

令和2年度に、第8期保険料の抑制に向けての協議をしていただきますようお願いをいたしますとともに、今後も介護保険サービスをより一層充実していただきますようお願いを申し上げます。よって、平成30年度平群町介護保険特別会計決算の認定については賛成といたします。

以上であります。

○議 長

ほか、ございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、討論を終結いたします。

これより認定第6号について採決を行います。

本案に対する委員長報告は認定であります。本案については委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

賛成者挙手

○議 長

挙手多数であります。よって、認定第6号 平成30年度平群町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定については委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

続きまして、認定第7号 平成30年度平群町奨学資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定についての委員長報告に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。  
続いて討論に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、討論を終結いたします。

これより認定第7号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案については委員長の報告どおり決定することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、本案については委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

続きまして、認定第8号 平成30年度平群町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についての委員長報告に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。  
続いて討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、討論を終結いたします。

これより認定第8号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案については委員長の報告どおり決定することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、本案については委員長の報告どおり認定することに決定いたしました。

続きまして、認定第9号 平成30年度平群町用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算の認定についての委員長報告に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。

続いて討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、討論を終結いたします。

これより認定第9号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案については委員長の報告どおり決定することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、本案については委員長の報告どおり認定することに決定いたしました。

続きまして、認定第10号 平成30年度平群町水道事業会計決算の認定に

ついでに委員長報告に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。  
続いて討論に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、討論を終結いたします。  
これより認定第10号について採決を行います。  
本案に対する委員長の報告は認定であります。本案については委員長の報告どおり決定することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、本案については委員長の報告どおり認定することに決定いたしました。

続きまして、認定第11号 平成30年度平群町下水道事業会計決算の認定についての委員長報告に対する質疑に入ります。森田君。

○8番

15ページの7行目でございます。「福貴団地は今年度設計を実施する予定。ただ設計は完了しているが、着手時期は明確にお答えできないとの答弁がありました」。前段では実施する予定と書かれておりますが、後段では完了してると、設計が、ということなのでしょう、お尋ねします。

○議長

上下水道課長。

○上下水道課長

下水道事業については、当然進めていきます。ただ、いわゆる工事も含めた、ハード事業も含めた計画の中では、ちょっとこういった形になるかということで、設計は済ませておくけれども、どういう進捗で対応していくかというのは今後ということで、そういったことで記載されてると、答弁してると思います。

○議 長

森田君。

○ 8 番

それ、ちょっとおかしいと思うんですけども、前段で初香台は完了してるんだというのはわかるんですけども、工事を着手、設計はできてない、福貴団地はですね、設計はやる予定と書かれてるのにですね、設計は完了してると言われてるんですけど、これは意味がちょっと通じないんじゃないかと思いますが。

○議 長

上下水道課長。

○上下水道課長

計画というか今の状況について、初香台はもう実施設計は完了しています。福貴団地については今年度で実施するという事です。ただ、設計は完了させますけれども、今後の予定としては、工事の着手についてはちょっと未定ですということで答弁させてもらったやつを記載させてもらってると思います。

○議 長

はい、決算委員長。

○決算審査特別委員長（稲月敏子）

文言の変更をしたいというふうに思いますが、よろしいでしょうか。

○議 長

休憩しましょうか。

○決算審査特別委員長（稲月敏子）

はい。じゃ、よろしく。

○議 長

10分。午後4時55分まで休憩いたします。

（ブー）

休 憩 （午後 4時43分）

再 開 （午後 4時50分）

○議 長

それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

（ブー）

○議 長

決算審査特別委員会委員長。

○決算審査特別委員長（稲月敏子）



申しわけないです。文言の訂正をしたいというふうに思いますが、お願いできませんでしょうか。7行目です。「福貴団地は今年度設計を実施する予定。」、その次です。「ただ設計は完了しても、」「工事」を挿入していただいて、「工事着手時期は明確にお答えできないとの答弁がありました」というふうに変更をさせていただきます。御了承いただきたいと思います。

○議 長

ほか、ございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。  
続いて討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、討論を終結いたします。

これより認定第11号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案については委員長の報告どおり決定することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、本案については委員長の報告どおり認定することに決定いたしました。

ここで時間延長。午後6時までといたします。

続きますして

日程第18 発議第8号 所得税法第56条の廃止を求める意見書（案）  
を議題といたします。

議案の朗読を求めます。局長。

○局 長

それでは朗読いたします。

発議第8号

所得税法第56条の廃止を求める意見書（案）

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出する。

令和元年9月24日

提出者 植 田 いずみ

賛成者 稲 月 敏 子

〃 山 口 昌 亮

「所得税法第56条の廃止」を求める意見書（案）

中小企業は、地域経済の担い手として、日本経済の発展に貢献してきました。その事業を営む上でなくてはならない存在である家族従業者の「働き方」（自家労賃）は「配偶者とその親族が事業に従事したとき、対価の支払いは必要経費に算入しない」とこととする所得税法第56条の規定により税法上、必要経費として認められていません。事業主の所得から控除される家族従業者の「働き分」は、配偶者は86万円、配偶者以外の家族は50万円だけとなっています。家族従業者はこのわずかな控除が所得とみなされるため、社会的・経済的にも自立することができません。また、家業を一緒にやりたくてもできないことが、後継者不足に拍車をかけています。

国は、「小規模企業は、経済を牽引し、雇用を確保し、地域社会の主役として住民生活に貢献している国家の財産とも言うべき存在である」とし、「日本経済の再生を果たすためには、成長力の基盤である小規模企業の健全な発展を促す」必要があると、小規模企業振興基本法を定めました。この法律の趣旨からも、家族従業者の役割を否定し地位を低下させ、家族経営の繁栄や地域経済の振興を妨げる所得税法第56条は廃止されるべきです。

税法上では、青色申告にすれば給料を経費にできるが、同じ労働に対し申告の仕方によって差をつける制度自体が矛盾しています。全ての事業者に記帳が義務づけられた今、「租税回避」のおそれを理由にする根拠もなくなったことから申告の仕方による差別は認められません。

アメリカ・イギリス・ドイツなど世界の主要国では、家族従業者の働き分（自家労賃）を必要経費と認め、家族従業者の人権・労働を正當に評価しています。

よって、国及び政府に対して小規模企業振興基本法の基本原則に鑑み家族従業者の労働が適正に評価されるよう所得税法第56条を廃止することを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

以上でございます。

○議 長

提出者の趣旨説明を求めます。植田君。

○ 5 番

ただいま事務局のほうから朗読をしていただきました。

中小企業、零細業者の多くは家族経営が多いと、とりわけ日本はそうなんです。しかし、この所得税法第56条によってですね、配偶者やその親族が仕事に従事したときですね、白色申告についてはですね、その対価の支払いは必要経費として認められないと、こういう税法上の規定となっている状況があります。家族従業員の賃金というのは、全て事業主の所得に合算をされるという中で、こういう状況の中ですね、そこから控除される額はですね、配偶者の場合で年間86万と、家族の場合は年間50万で、これは最低賃金にも満たず、社会的な給与水準としても、比較してもはるかに低い状況であってですね、社会的にも経済的にも自立ができないという状況に置かれているというふうに私は考えます。

また、それはですね、交通事故などの損害賠償でも補償額が低く算定をされたり、あるいは、所得がないのに国民年金の保険料を負担しなくてはならないなど、さまざまな問題でですね、労働者としての権利が奪われているというふうに考えます。

中小零細業者、家族経営の環境に配慮した政策づくりが中小企業憲章の観点からも求められており、公平な税制、働きが報われる税制への転換が必要だと考えます。

ドイツやアメリカなど、世界的にも中小業者の数は増加傾向にあるのに対して、日本の中小業者は確実に減少しています。フランスやアメリカなど、世界の主要国では、家族従業員の給与は他の従業員と同様に必要経費として認められています。

地域経済にとって重要な中小業者の営業と生活を守るためにも、経営環境の改善政策の一環として、また、2014年1月からは、全ての事業者には帳簿への記載が義務づけられたことからですね、白色申告と青色申告に格差を設けてきた理由はなくなってきたということからですね、個人事業者がどちらを選択するかは納税者の自由だと考えられることから、今回の意見書への賛同をよろしくお願いいたします。

以上です。

○ 議 長

これより本案に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。  
これより討論に入ります。下中君。

○11番

発議第8号については反対の立場で討論いたします。

今、発議者も言われてましたように、家族従業員の賃金については、所得税法第56条で、配偶者とその親族が事業に従事したとき、対価の支払いは必要経費に算入されないとなっております。しかしながら、所得税法第57条において、青色申告することで、家族が従事した対価を必要経費に算入することが可能となっております。

とりわけ我が国の所得税は、納税者がみずから、税法に従って、所得金額と税額を正しく計算し納税するという申告納税制度を採用しており、一定水準の記帳をし、その記帳に基づいて正しい申告をするものについては、所得金額の計算などについて有利な取り扱いが受けられることとなっております。よって本発議については反対いたします。

○議 長

ほか、ございませんか。稲月君。

○5番

私は本意見書に賛成の立場で討論をいたします。

自営業では、家族が主たる働き手となっていることは、私たち、身近なところでも感じるところです。農家の皆さんや小売商店を見てても明らかであります。家族総出で頑張って、何とか経営をこなしておられるところがほとんどだと言っても過言ではありません。その家族の働き手に対する対価は経費に算入されないで、重税に苦しみ、税金の額に伴い、国保税なども高くなります。もろもろの差別を受けておられる、ゆゆしき実情でございます。

所得税法56条については、国連の女性差別撤廃委員会、これが、2016年、日本の所得税法が自営業者や農業者の配偶者や家族に対する報酬を事業経費として認めないため、女性の経済的独立を妨げる影響がある、こういう指摘をして、日本政府に対して、所得税法見直しを勧告をいたしております。

現在、青色申告をすれば、確かに家族従業員の働き分を経費に算入することができることになっているので、青色申告にすれば済む、こういう問題だと政府は言っております。実際のところ、白色申告をしている業者が、今現在、圧倒的に多いというのが現状であります。青色にするか、白色にするか、選択権は国民にあり、白色申告が本来であり、青色申告はあくまでも例外規定です。

納税方法によって差別をすることなく、家族の働きに対する対価を経費として入れていくように、56条については撤廃すべきと考えます。

この同じ内容の意見書は、今、全国で、ことしの7月24日現在、523自治体、団体で政府に意見書として上げられております。奈良県でも既に2012年に奈良県として採択をされ、意見書として上げられているところがございます。奈良県下でも、廃止または改正という中身で14自治体で採択をされております。平群町議会としても、このような状況を鑑み、個人経営者の生活を守るため、また女性の地位向上のため、所得税法56条の廃止を求める本意見書採択をしていきたいというふうに私は考えます。賛成討論といたします。

○議長

ほか、ございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより発議第8号について採決を行います。

本案については原案どおり可決し、意見書として関係行政庁へ送付することに賛成の方は挙手願います。

賛成者挙手

○議長

挙手少数であります。よって、発議第8号 所得税法第56条の廃止を求める意見書（案）については否決されました。

続きますして

日程第19 委員会の閉会中の継続調査の件  
を議題といたします。

議会運営委員会委員長より、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付いたしました閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

以上で本定例会に付議された事件については全部終了いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

町長、閉会に当たりまして、御挨拶をお願いいたします。西脇町長。

○町 長

9月議会の閉会に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

9月3日より本日まで22日間の会期において、平成30年度の決算を初め、全ての上程議案につきましては、慎重審議をいただき、承認、可決、認定、同意を賜り、まことにありがとうございました。

今議会は決算議会であり、平群町として1年間鋭意取り組みました事務事業の成果や総括について、各議員の御審議をいただき、各会計の決算について承認を賜りました。とりわけ一般会計につきましては、大変厳しい内容の決算となりましたが、このことを肝に銘じまして、令和元年度も残り半期となりましたが、予算執行においては、それぞれの事務におきまして十分意を払い、財源確保に努めてまいります。

現在、平群町が置かれている財政状況の説明を申し上げ、議員各位により御意見をいただく場として、10月に全員協議会を開催し、平群駅周辺整備事業の完了のための必要な財政支援の金額や時期について報告を申し上げ、今後の財政見通しをお示しをさせていただくところであります。

最後になりますが、これから本格的な秋を迎え、平群町においても、各学校やこども園での運動会、町民体育大会を初め、文化祭、収穫祭、町政住民説明会、また、それぞれの地域におきましてもさまざまな催し事が開催されます。議員各位におかれましても、御多用のところと存じますが、御参加、御協力を賜りますようお願いを申し上げます。これを持ちまして、9月議会の閉会の挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議 長

これをもって令和元年平群町議会第4回定例会を閉会いたします。

(ブー)

閉 会 (午後 5時06分)